

# 山口県報

平成26年  
4月25日  
(金曜日)

## 目次

○組別公衆  
組別公衆(1社).....



## 監査公表第7号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第4項の規定に基づき、次のとおり武本幸男の請求に係る監査を執行したので、同項の規定により、その結果を公表します。

平成26年4月25日

山口県監査委員 神田 忠二郎  
同 河 篤 繁 太

## 第1 監査の請求

周南市大字徳山7860番地の1 武本幸男から次のとおり監査の請求があった。

### 山口県知事に関する措置請求の要旨

政務調査費は、地方自治法及び政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例(平成25年山口県条例第1号)による改正前の政務調査費の交付に関する条例(平成13年山口県条例第23号)に基づき県議会議員が行う調査研究その他の活動経費の一部として交付されており、議員が行う調査研究に直接必要な経費に充てることが(実費弁償)が原則であってこれ以外の経費に充当することは認められていないが、2名の山口県議会議員の政務調査費収支報告書を確認したところ、次のとおり問題点があった。

1 平成20年度及び平成21年度の調査研究費並びに平成24年度の広報費について

山口県議会議員(1名)が、政治倫理の確立のための山口県議会議員の資産等の公開に関する条例(平成7年山口県条例第44号)に基づく資産等報告書において自動車保有を報告していないのに、調査研究費のうち車両燃料費として平成20年度128,793円、平成21年度256,056円に政務調査費を充当していることは適当でない。次に、広報費のうち県政報告印刷料として県政報告誌1誌の作成経費1,102,500円に対し政務調査費を100%充当しているが、別に作成した冊子と重複した部分が多い内容であるため、充当割合を2分の1とすべきである。

また、広報費のうち県政報告送料として切手を90,000円購入しているが、私的資産形成のための購入である疑惑を否定できず、このような購入は不適切である。

2 平成20年度の広報費、事務所費及び人件費について

山口県議会議員(1名)が、広報費のうちホームページ掲載料43,000円に対し政務調査費を100%充当しているが、ホームページのメニューには後援会活動等の内容も含まれているため充当割合は2分の1とすべきである。

また、事務所費のうち事務所賃借料395,000円及び人件費のうち職員2名の人件費2,310,000円に対し政務調査費を100%充当しているが、2分の1を超える充当は違法又は不当である。

これら政務調査費の不正な受給に対して管理を怠る事実、違法又は不当に財産の管理を怠る事実であると認められ、当該議員に対し、不正受給した政務調査費の返還を請求するよう山口県知事に求める。

## 第2 監査の結果

上記の監査請求について監査した結果を次のとおり請求人宛て通知した。

平 26 山 監 査 第 18 号  
平成26年(2014年)4月25日

武 本 幸 男 様

山口県監査委員

### 山口県職員措置請求について(通知)

平成26年2月26日に請求のありましたこのことについて、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第4項の規定に基づき、監査を執行しましたので、同項の規定により、その結果を下記のとおり通知します。

### 記

1 請求の受理

請求については、所定の法定要件を具備しているものと認め、平成26年2月27日に請求を受理した。

2 監査委員の除斥

監査請求の対象事項が山口県議会議員（以下「議員」という。）に対して交付される政務調査費に関するものであるため、議員のうちから選任された河村敏夫監査委員及び石丸典子監査委員は、法第199条の2の規定の趣旨に照らし、監査に加わらなかった。

3 監査の実施

(1) 監査の対象者及びその内容

監査は、山口県議会事務局を対象に、制度の趣旨等を聴取するとともに、請求に係る収支報告書等関係資料の確認を行った。

(2) 関係人調査

法第199条第8項の規定に基づき、請求において、平成20年度、平成21年度の調査研究費（車両燃料費）及び平成24年度の広報費（県政報告印刷料、県政報告送料）に政務調査費を充当したとされる議員（以下「A議員」という。）並びに平成20年度の広報費（ホームページ掲載料）、事務所費（事務所賃借料）及び人件費（職員人件費）に政務調査費を充当したとされる議員（以下「B議員」という。）の両議員に関係人調査を実施した。

(3) 証拠の提出及び陳述

請求人に対し、法第242条第6項の規定に基づき、平成26年3月6日に証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人及びその代理人が陳述を行った。なお、新たな証拠は提出されなかったが、請求金額の訂正の申し立てがあった。

陳述の要旨は次のとおりである。

ア 按分による支出の考え方について

政務調査費は実態として後援会活動と一体で使われていることから、按分の問題が一番大事であると考えている。たとえ使用実績が1割2割であっても、2分の1までの充当は許容範囲であると考えているが、それを超える分については、政務調査費でニューアルにもあるように、しっかりと証拠が添付される必要があるとの陳述があった。

イ A議員の車両燃料費の支出について

自動車を所有していないはずの者が51万円（平成21年度）という高額かつ多量のガソリンがなぜ必要なのか、また1年分まとめて領収されていることも社会通念上考えられない取扱いであり、この支出について大きな疑問を抱いているとの陳述があった。

ウ A議員の県政報告印刷料について

県政報告印刷料により作成された県政報告誌1誌（以下「当該県政報告」という。）（作成経費1,102,500円）は、冒頭のあいさつ文において「既に発行済み

の私の「くらしと県政」の姉妹編です。」との記載があることで明らかのように、別に作成した冊子と重複した部分が多い内容であるとの陳述があった。

エ 切手の購入について（監査委員からの確認）

切手の購入が私的資産の形成につながるという主張について、個人的な使用ではなく、政務調査活動の使途で正しく使用されたことを確認してほしいという趣旨であるとの陳述があった。

オ 新たな請求項目の追加について（監査委員からの確認）

請求人より、監査請求書の範囲での新たな証拠の提出ではなく、一部新たな請求がなされたが、監査請求書の内容をもって受理を決定していることから、請求内容の追加は認められないことが確認された。

カ 事実証明書（分析シート）について（監査委員からの確認）

B議員に係る請求に添付された「分析シート」は参考資料であってその内容は監査対象ではなく、監査の範囲は監査請求書本文に記載された内容に限られることが確認された。

(4) 監査請求の趣旨

監査に当たっては、請求書に記載された事項、請求人が提出した事実を証する書面及び請求人とその代理人が陳述した内容に基づき、監査請求の趣旨を次のように解した。

ア 平成20年度及び平成21年度の調査研究費について

A議員が、政治倫理の確立のための山口県議会議員の資産等の公開に関する条例（平成7年山口県条例第44号）に基づき資産等報告書において自動車の保有を報告していないのに、車両燃料費として政務調査費を充当していることは適当でないという主張

また、平成21年度の車両燃料費の請求が年度末に一括して行われておりこの支出自体が疑わしいものであるので、政務調査費を充当することは適当でないという主張

イ 平成24年度の広報費について

A議員が、県政報告印刷料のうち当該県政報告の作成経費（1,102,500円）に対し政務調査費を100%充当しているが、別に作成した冊子と重複した部分が多い内容であるため、充当割合を2分の1とすべきであるという主張

また、県政報告送料として切手を購入しているが、私的資産形成のための購入である疑惑を否定できないので購入は不適切であるという主張

ウ 平成20年度の広報費について

B議員が、ホームページ掲載料に対し政務調査費を100%充当しているが、

ホームページのメニューには後援会活動等の内容も含まれているため充当割合は2分の1とすべきであるという主張

工 平成20年度の事務所費について

B 議員が、事務所賃借料に対し政務調査費を100%充当しているが、2分の1を超える充当は通常認められないという主張

オ 平成20年度の人件費について

B 議員が、職員2名の人件費に対し政務調査費を100%充当しているが、2分の1を超える充当は違法又は不当であるという主張

(5) 監査の対象事項

監査請求の趣旨を前述のように解し、監査の対象事項を次に掲げるとおりとした。

ア A 議員が平成20年度及び平成21年度に交付を受けた政務調査費による支出のうち、調査研究費として支出された車両燃料費384,849円（平成20年度：支出額257,586円×1/2（充当率）＝128,793円、平成21年度：支出額512,112円×1/2（充当率）＝256,056円）

イ A 議員が平成24年度に交付を受けた政務調査費による支出のうち、広報費として支出された県政報告印刷料（当該県政報告の作成経費）1,102,500円

また、同じくA 議員が平成24年度に交付を受けた政務調査費による支出のうち、広報費として支出された県政報告送料（切手購入代）45,000円（支出額90,000円×1/2（充当率）＝45,000円）

ウ B 議員が平成20年度に交付を受けた政務調査費による支出のうち、広報費として支出されたホームページ掲載料43,000円

エ B 議員が平成20年度に交付を受けた政務調査費による支出のうち、事務所費として支出された事務所賃借料395,000円

オ B 議員が平成20年度に交付を受けた政務調査費による支出のうち、人件費として支出された2名の職員人件費2,310,000円

4 監査の結果

(1) 政務調査費の使途基準について

県は、平成13年度から平成24年度まで、政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例（平成25年山口県条例第1号）による改正前の政務調査費の交付に関する条例（平成13年山口県条例第23号。以下「条例」という。）に基づき、議員に対して政務調査費を交付していた。平成25年度からは政務活動費として交付されている。

また、条例第6条第1項において、政務調査費の使途の基準は議長が定めるとさ

れており、政務調査費の交付に関する条例施行規程の一部を改正する規程（平成25年山口県議会規程第1号）による改正前の政務調査費の交付に関する条例施行規程（平成13年山口県議会規程第2号。以下「規程」という。）第3条において使途の基準が各費目ごとに示されている。

さらに平成25年3月1日改正前の政務調査費の使途基準の運用方針（平成18年4月1日制定。以下「運用方針」という。）がその使途の基準の取扱指針として定められ、運用方針の第4において経費を按分して政務調査費を充当することが必要となる場合及びその方法が示され、第5において、使途基準の取扱いには議員自らが充当の適否を判断すべき事項だが均衡を図る必要がある、その判断の指針として別表で費目別充当指針（以下「充当指針」という。）を定めるとしており、充当指針には按分方法の例が示されている。

山口県議会は政務調査費の適切な執行を確保するため、上記の条例等や関係事例、解釈等をとりまとめた政務調査費マニュアル（以下「マニュアル」という。）を策定している。

本件の監査に当たっては、政務調査費の使途の基準の取扱い及び経費の按分について監査することとした。

(2) A 議員が支出した平成20年度及び平成21年度の調査研究費について

ア 調査研究費の使途基準について

規程第3条第1号によれば、調査研究費は議員が行う県の事務及び地方行政制度に関する調査研究並びにその委託に要する経費とされている。

運用方針によれば、政務調査費は、社会通念上妥当な範囲であることを前提とした上で、議員が行う調査研究活動に要した費用に充当（実費弁償）することが原則であるとされている。

充当指針では、調査研究費の中で調査視察に係る自家用車の燃料代等に対し、実費相当額の支出が認められている。

イ 確認された事実

収支報告書及びこれに添付された領収書によると、調査視察車両燃料代として平成20年度は合計257,586円、平成21年度は合計512,112円が支出され、そのうち2分の1の平成20年度128,793円、平成21年度256,056円に政務調査費が充当されている。

また、政治倫理の確立のための山口県議会議員の資産等の公開に関する条例第2条第1項の規定によりA 議員から提出された資産等報告書によると、同項第6号に規定される自動車（取得価格百万円を超えるものに限る。）について、該当がないと報告されている。

関係人調査によれば、支出の目的は観光資源に関する調査等であり、当該燃料代を充当した車両は、主に秘書2名が所有する車両に燃料費を充当したとの回答であった。なお、この2名の秘書は平成20年度及び平成21年度に議員より給与の支給を受け、当該人件費に政務調査費が充当されていることを収支報告書及びこれに添付された領収書により確認した。

また、回答のあった内容以外の具体的事項等の提示を求めたところ、年月の経過等により、詳細は不明であるとのことであった。

さらに、山口県議会事務局への監査において確認したところ、当時のマニュアルの解釈では、当該燃料代を充当する車両は議員本人名義である必要はなく、例えば秘書が自身名義の車両を用いて、議員の調査研究に必要な資料を収集するために使用した交通費（ガソリン代等）に政務調査費を充当することは認められるものとの回答があった。

ウ 判断及び結論

請求人は、資産等報告書上自動車を保有していないはずのA議員が車両燃料費を支出することには合理性がなく、またガソリン代の請求は年度末に一括して行われている（平成21年度のみ）ことからこの支出自体が疑わしいものである。政務調査費を充当することは適当でないと主張する。

支出目的として回答のあった観光資源に関する調査は、議員が行う調査研究と解され、これに要する車両燃料費は、規程第3条第1号にいう調査研究費に該当するといえる。

次に、車両燃料費は、概ね秘書2名が所有する車両に充当したとされており、当時のマニュアルによって燃料代を充当する車両は議員本人名義である必要はないとされ、またこの秘書2名は給与に政務調査費（人件費）を充当されており政務調査活動に従事していたことは明らかであるから、A議員が資産等報告書上自動車を保有していないからといって車両燃料費を支出することに合理性がないとはいえない。

また、平成21年度の車両燃料費が年度末に一括して領収されているが、当時のマニュアルの規定では領収書の添付のみが規定されており、それが一括であることのみをもって支出自体が違法又は不当とまではいえない。

さらに、関係人調査のうち、年月の経過等により回答されなかった事項が一部あるものの、このことをもって政務調査費を充当することが違法又は不当とまではいえない。

よって、請求人の主張には理由がないものと判断する。

(3) A議員が支出した平成24年度の広報費について

ア 広報費の使途基準等について

規程第3条第5号の規定によれば、広報費は、議員が行う議会における活動状況等の広報に要する経費（広報資料の印刷費又は送料その他）とされている。

また、当時の充当指針によれば、作成した広報資料に後援会活動等の内容が含まれている場合には、印刷費、送料とも合理的な割合で按分する（按分の上限は規定なし）こととされているが、掲載内容が他資料と重複する場合に按分が必要であるという規定はない。

イ 確認された事実

(ア) 県政報告印刷料について

収支報告書及びこれに添付された領収書によると、県政報告印刷代1,670,602円のうち、当該県政報告の作成経費（印刷部数10,000部）として1,102,500円が支出され、全額に政務調査費が充当されている。

関係人調査によると、当該県政報告の作成経費は議会における活動状況等の広報に要する経費であり、その内容に後援会活動などの活動が含まれていないので、政務調査費を100%充当したと回答している。

また、関係人調査により当該県政報告の提供を受け、その内容に後援会活動などの活動が含まれていないことを確認した。

(イ) 県政報告送料について

収支報告書及びこれに添付された領収書によると、県政報告送料として切手購入代90,000円、郵送代（第一種定形外ほか）78,320円の合計168,320円が支出され、そのうち2分の1の84,160円に政務調査費が充当されている。

関係人調査によると、切手は、作成した県政報告（当該県政報告ほか1誌）の送料分として購入し、全てを小分けに発送する際に使用したと回答している（一度に大量発送する場合は料金別納郵便により郵便局の窓口から発送）。

また、政務調査費の按分割合を2分の1とした理由は、当該県政報告と同梱する他の県政報告資料（1誌）の作成に係る印刷代の按分割合を2分の1としており、そこに合わせたためと回答している。

なお、県政報告送料の支出の内訳は次の①②のとおりである。

(①切手)

種類	購入枚数(枚)	購入金額(円)
20円	100	2,000
50円	1,600	80,000
80円	100	8,000

合 計	1,800	90,000
-----	-------	--------

## (2)郵便局窓口払い分)

種 類	件数 (通)	金額 (円)
第一種定型外 (単価200円)	388	77,600
第一種定型外 (単価240円)	3	720
合 計	391	78,320

(※) 政務調査費充当額 = (①90,000円 + ②78,320円) × 1/2 = 84,160円

## ウ 判断及び結論

## (7) 県政報告印刷料について

請求人は、当該県政報告の作成経費への充当について、冒頭あいさつ文における「姉妹編である」との記述から、発行済みの他誌との掲載内容の重複がうかがえることから、充当割合を2分の1とすべきであると主張する。

当該県政報告の構成は専ら県政の報告に関するものと認められ、後援会活動等の内容が含まれていないことから、当該県政報告の作成経費に政務調査費を100%充当した議員の判断は違法又は不当とはいえない。

また「姉妹編である」との記述のみをもって、他誌との掲載内容の重複の有無を判断できるものではなく、掲載内容が他誌と重複する場合に按分が必要であるという規定もない。

よって、請求人の主張には理由がないものと判断する。

## (7) 県政報告送料について

請求人は、切手の購入は、私的資産形成の疑惑を否定できないので不適切であると主張する。

関係人調査によれば、購入された切手は全て作成された県政報告資料の送料として使用したとされており、政務調査費を充当した議員の判断は、違法または不当とはいえない。

また、10,000部作成した当該県政報告の送料として90,000円の切手を購入しているが、郵便局窓口発送分の単価 (第一種定型外：1通200円) で検証したところ450件 (通) 分に相当し、これは作成部数を大幅に下回ることから、議員により概ね郵送する部数が把握され、必要な枚数の切手が購入されているものと推認される。

よって、請求人の主張には理由がないものと判断する。

## (4) B議員が支出した平成20年度の広報費について

## ア 広報費の用途基準等について

(3)アと同じである。

なお、ホームページ作成委託費 (ホームページ作成、更新等の費用) について、当時の充当指針によれば、後援会活動と併用されている場合は、合理的な割合で按分することとされている。

## イ 確認された事実

収支報告書及びこれに添付された領収書によると、ホームページ掲載料として年4回、合計43,000円が支出され、政務調査費を100%充当している (8月分13,000円、9月分10,000円、11月分10,000円、平成21年1月分10,000円)。

また、B議員は平成20年度にホームページ制作代 (ホームページ作成委託費) を支出し政務調査費を充当しているが、充当割合は2分の1としていた。

関係人調査によると、当該掲載料は、ホームページのうち調査研究活動に限定した部分の更新作業経費であることから、政務調査費を100%充当したとの回答があった。なお、上記の支出月以外の月 (4月～7月、10月、12月、平成21年2月～3月) にホームページ掲載料の支出はない。

## ウ 判断及び結論

請求人は、B議員のホームページのメニューには後援会活動等の内容も含まれているため、充当割合は2分の1とすべきであると主張する。

関係人調査によれば、B議員は自身のホームページについて、調査研究活動に限定した部分の更新作業経費に政務調査費を充当したとしており、また、ホームページ制作代 (ホームページ作成委託費) については充当割合を2分の1としており、マニュアルの規定に従って必要に応じ合理的な割合で按分をしているものと推認されることから、更新箇所の内容によって政務調査費を100%充当した議員の判断は、違法又は不当とまでとはいえない。なお、政務調査費の充当が不適切とされている後援会活動等の部分について更新したという事実は確認されなかつたところである。

よって、請求人の主張には理由がないものと判断する。

## (5) B議員が支出した平成20年度の事務所費について

## ア 事務所費の用途基準等について

規程第3条第6号の規定によれば、事務所費は、議員が行う調査研究のために必要な事務所の設置又は維持管理に要する経費 (賃借料、光熱水費その他) とされている。

また、当時の充当指針によれば、充当が可能かどうかは、事務所が調査研究活動に使用されているかどうかで判断することとなり、後援会事務所等と併設して

いる場合は契約を分離することが望ましいが、分離が困難なときは、使用領域の面積割合や活動実績割合等の合理的な比率で按分することとされ、按分割合が明確でない場合は2分の1を超えない範囲で事務所費に充当することとされている。

イ 確認された事実

収支報告書及びこれに添付された領収書によると、事務所賃借料として合計395,000円が支出され、政務調査費を100%充当している（平成20年4月～6月：月額50,000円、平成20年8月～平成21年2月：月額35,000円）。

関係人調査によると、事務所は後援会事務所との兼用があるが、用途に応じて契約を分離し、政務調査活動専用スペースと後援会事務所部分とで別契約（賃借料は同額）としており、政務調査活動専用スペースに係る賃借料について、政務調査費を100%充当したとの回答があった。

なお、後援会事務所部分に係る賃借料についての会計帳簿等の保存期限は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第16条第1項により、同法第20条第1項の規定による収支報告書の要旨の公表（平成20年分：平成21年9月25日山口県報号外第51号別冊、平成21年分：平成22年11月26日山口県報号外第4号別冊）から3年間と規定されており、保存期間を超えることから廃棄済みであるため、領収書による支出内容等の確認はできなかったが、上記の公表された収支報告書（の要旨）における平成20年の事務所費（注1）2,980,725円（注2）は、政務調査費を充当した政務調査活動専用スペースに係る賃借料（395,000円）と少なくとも同額以上の額となっていた。

（注1）事務所費には、家賃以外に事務所の維持に通常必要とされるもの（公租公課、各種保険金、電話使用料等）を含む。

（注2）金額は平成20年分（平成20年1月～平成20年12月）。政務調査費の収支報告は年度（平成20年4月～平成21年3月）で行うため期間は同一ではないものの、事務所の維持に必要な経費はある程度平準化されているものと考え、比較を行った。

ウ 判断及び結論

請求人は、B議員は事務所賃借料に対し政務調査費を100%充当しているが、2分の1を超える充当は通常認められないと思慮されることから、違法又は不当な支出であると主張する。

関係人調査によれば、B議員の事務所は後援会事務所との兼用であるが、政務調査活動専用スペースと後援会事務所部分とで契約を分離し、政務調査活動専用スペースに係る賃借料について政務調査費を100%充当したとされており、ま

た、政治資金規正法の収支報告書より、後援会事務所部分に係る事務所賃借料が別途支払われていることが推認されることから、政務調査費を100%充当した議員の判断は違法又は不当とまではいえない。

よって、請求人の主張には理由がないものと判断する。

(6) B議員が支出した平成20年度の人件費について

ア 人件費の使途基準等について

規程第3条第8号の規定によれば、人件費は、議員が行う調査研究を補助する職員の雇用に要する経費（給料、手当その他）とされている。

また、当時の充当指針によれば、専ら調査研究活動に従事させる場合は給与全額を充当できるが、後援会活動等との併用で雇用した場合は、調査研究内容、勤務実態等を勘案し、合理的な割合で按分することとされている。

イ 確認された事実

B議員が平成20年度に交付を受けた政務調査費のうち人件費は2,427,240円であるが、そのうち2名の職員（いずれも常勤）に係る職員人件費として2,310,000円を支出し、政務調査費を100%充当している（職員C：150,000円×11月＝1,650,000円、職員D：60,000円×11月＝660,000円）。

	支給額 (円/年間)	政務調査費分 (円/年間)	按分割合 (%)
職員C	1,650,000	1,650,000	100
職員D	660,000	660,000	100
合計	2,310,000	2,310,000	100

関係人調査によると、両職員は、政務調査活動の補助業務と共に後援会活動等その他の業務を行っていることから、それぞれの業務ごとに給与の支払いを行っており（金額は同額）、政務調査活動の補助業務に係る給与について政務調査費を100%充当したとの回答があった。

なお、後援会活動等その他の業務に係る人件費についての会計帳簿等の保存期限は、政治資金規正法第16条第1項により、同法第20条第1項の規定による収支報告書の要旨の公表（平成20年分：平成21年9月25日山口県報号外第51号別冊、平成21年分：平成22年11月26日山口県報号外第4号別冊）から3年間と規定されており、保存期間を超えることから廃棄済みであるため、領収書による支出内容等の確認はできなかったが、上記の公表された収支報告書（の要旨）における平成20年の人件費2,380,000円（注3）は、政務調査費を充当した政務調査活動の補助業務に係る人件費（2,310,000円）と同額以上の額となっていた。

（注3）平成20年分（平成20年1月～平成20年12月）。政務調査費の収支報告は

年度（平成20年4月～平成21年3月）で行うため期間は同一ではないものの、業務の継続性等から人件費は年単位ではある程度平準化されているものと考え、比較を行った。

ウ 判断及び結論

請求人は、人件費について2分の1を超える充当は違法又は不当であると主張する。

確認された事実によれば、2名の職員は調査研究活動の補助業務に加え、後援会活動等の業務との併用で雇用されているが、関係人調査によれば人件費の支払いは業務の内容ごとに行い、当時の充当指針に沿って政務調査活動の補助業務に係る給与について政務調査費を100%充当したとされており、また、政治資金規正法の収支報告書より、後援会活動等その他活動に係る給与が別途支払われていることが推認されることから、この議員の判断は違法又は不当とまではいえない。

よって、請求人の主張には理由がないものと判断する。

監査公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき、次のとおり武本幸男の請求に係る監査を執行したので、同項の規定により、その結果を公表します。

平成26年4月25日

山口県監査委員 神田 忠二郎  
同 河 島 繁 大

第1 監査の請求

周南市大字徳山7860番地の1 武本幸男から次のとおり監査の請求があった。

山口県知事に関する措置請求の要旨

政務調査費は、地方自治法及び政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例（平成25年山口県条例第1号）による改正前の政務調査費の交付に関する条例（平成13年山口県条例第23号）に基づき県議会議員が行う調査研究その他の活動経費の一部として交付されており、議員が行う調査研究に直接必要な経費に充てること（実費弁償）が原則であってこれ以外の経費に充てることは認められていないが、2名の山口県議会議員の政務調査費収支報告書を確認したところ、次のとおり問題点があった。

1 平成20年度から平成22年度まで及び平成24年度の資料費並びに平成24年度の研修費について

山口県議会議員（1名）が、資料費として、複数の新聞の購読料の支出に政務調査費を100%充当しているが、新聞は後援会事務所と併用で購読され、また社会通念上複数紙の購読は認められないので、認めるとしても充当割合を2分の1とすべきである。また、政務活動の域を超えた内容の書籍の購入に政務調査費を100%支出しているので、認めるとしても充当割合を2分の1とすべきである。

さらに、研修費として、会費に対し政務調査費を100%充当しているが、これは宗教活動に関する年会費であるので、認めるとしても充当割合を2分の1とすべきである。

2 平成20年度、平成23年度及び平成24年度の資料費並びに平成20年度の事務費について

山口県議会議員（1名）が、資料費として、新聞購読料及び雑誌購読料の支出に政務調査費を100%充当しているが、後援会事務所と併用で購読されているので、認めるとしても充当割合を2分の1とすべきである。

また、事務費で購入した一部の事務用品等に対し政務調査費を100%充当しているが、後援会事務所と政務活動場所は同一であり按分が必要であると思慮されるので、2分の1を超えて充当した額は違法又は不当である。

これら政務調査費の不正な受給に対して管理を怠る事実、違法又は不当に財産の管理を怠る事実であると認められ、当該議員に対し、不正受給した政務調査費の返還を請求するよう山口県知事に求める。

第2 監査の結果

上記の監査請求について監査した結果を次のとおり請求人宛て通知した。

平 26 山 監 査 第 19 号  
平成26年（2014年）4月25日

武 本 幸 男 様

山口県監査委員

山口県職員措置請求について（通知）

平成26年3月10日に請求のありましたこのことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第4項の規定に基づき、監査を執行しましたので、同項の規定により、その結果を下記のとおり通知します。

記

1 請求の受理

請求については、所定の法定要件を具備しているものと認め、平成26年3月11日に請求を受理した。

2 監査委員の除斥

監査請求の対象事項が山口県議会議員（以下「議員」という。）に対して交付される政務調査費に関するものであるため、議員のうちから選任された河村敏夫監査委員及び石丸典子監査委員は、法第199条の2の規定の趣旨に照らし、監査に加わらなかった。

### 3 監査の実施

#### (1) 監査の対象者及びその内容

監査は、山口県議会事務局を対象に、制度の趣旨等を聴取するとともに、請求に係る収支報告書等関係資料の確認を行った。

#### (2) 関係人調査

法第199条第8項の規定に基づき、請求において、平成20年度から平成22年度まで及び平成24年度の資料費並びに平成24年度の研修費に政務調査費を充当したとされる議員（以下「A議員」という。）及び平成20年度、平成23年度及び平成24年度の資料費並びに平成20年度の事務費に政務調査費を充当したとされる議員（以下「B議員」という。）の両議員に関係人調査を実施した。

#### (3) 証拠の提出及び陳述

請求人に対し、法第242条第6項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人より辞退の申出があったためこれを行わなかった。

#### (4) 監査請求の趣旨

監査に当たっては、請求書に記載された事項、請求人が提出した事実を証する書面に基づき、監査請求の趣旨を次のように解した。

##### ア 平成20年度から平成22年度まで及び平成24年度の資料費について

A議員が、平成20年度から平成22年度まで及び平成24年度に複数の新聞の購読料を支出し政務調査費を100%充当しているが、後援会事務所と併用で購読され、また社会通念上多紙の購読は認められないので、充当割合を2分の1とすべきという主張

またA議員は、平成21年度に書籍購入費として、社会医療法人のガイドブックなど議員自らが役員を務める社会福祉法人等での利用が疑われる書籍を含む多くの書籍を購入し政務調査費を100%充当しているので、充当割合を2分の1とすべきという主張

##### イ 平成24年度の研修費について

A議員が、会費に対し政務調査費を100%充当しているが、これは宗教活動に関する年会費であるので、認めるにしても充当割合を2分の1とすべきという主張

##### ウ 平成20年度、平成23年度及び平成24年度の資料費について

B議員が、平成20年度、平成23年度及び平成24年度の新聞購読料及び雑誌の年間購読料の支出に政務調査費を100%充当しているが、後援会事務所と併用で購読されているので、充当割合を2分の1とすべきという主張

##### エ 平成20年度の事務費について

B議員が、事務費で購入した一部の事務用品等に対し政務調査費を100%充当しているが、後援会事務所と政務活動場所は同一であり按分が必要であると思慮されるので、2分の1を超えて充当した額は違法又は不当であるという主張

#### (5) 監査の対象事項

監査請求の趣旨を前述のように解し、監査の対象事項を次に掲げるとおりとした。

ア A議員が平成20年度から平成22年度まで及び平成24年度に交付を受けた政務調査費による支出のうち、資料費として支出された新聞購読料及び書籍購入費670,731円（平成20年度179,428円、平成21年度192,878円、平成22年度151,965円、平成24年度146,460円）

イ A議員が平成24年度に交付を受けた政務調査費による支出のうち、研修費として支出された会費10,000円

ウ B議員が平成20年度、平成23年度及び平成24年度に交付を受けた政務調査費による支出のうち、資料費として支出された新聞購読料及び雑誌購読料370,156円（平成20年度121,328円、平成23年度105,448円、平成24年度143,380円）

エ B議員が平成20年度に交付を受けた政務調査費による支出のうち、事務費として支出された事務用品費等67,013円（事務用品費等の総支出額のうち政務調査費を100%充当して購入した18件の支出額）。

#### 4 監査の結果

##### (1) 政務調査費の使途基準について

県は、平成13年度から平成24年度まで、政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例（平成25年山口県条例第1号）による改正前の政務調査費の交付に関する条例（平成13年山口県条例第23号。以下「条例」という。）に基づき、議員に対して政務調査費を交付していた。平成25年度からは政務活動費として交付されている。

また、条例第6条第1項において、政務調査費の使途の基準は議長が定めるとされており、政務調査費の交付に関する条例施行規程の一部を改正する規程（平成25年山口県議会規程第1号）による改正前の政務調査費の交付に関する条例施行規程（平成13年山口県議会規程第2号。以下「規程」という。）第3条において使途の基準が各費目ごとに示されている。



さらに平成25年3月1日改正前の政務調査費の用途基準の運用方針（平成18年4月1日制定。以下「運用方針」という。）がその用途の基準の取扱指針として定められ、運用方針の第4において経費を按分して政務調査費を充当することが必要となる場合及びその方法が示され、第5において、用途基準の取扱いは議員自らが充当の適否を判断すべき事項だが均衡を図る必要がある、その判断の指針として別表で費目別充当指針（以下「充当指針」という。）を定めるとしており、充当指針には按分方法の例が示されている。

山口県議会は政務調査費の適切な執行を確保するため、上記の条例等や関係事例、解釈等をとりまとめた政務調査費マニュアル（以下「マニュアル」という。）を策定している。

本件の監査に当たっては、政務調査費の用途の基準の取扱い及び経費の按分について監査することとした。

(2) A議員が支出した平成20年度から平成22年度まで及び平成24年度の資料費について

ア 資料費の用途基準について

規程第3条第4号によれば、資料費は議員が行う調査研究のために必要な資料の作成又は購入に要する経費（印刷製本費、書籍購入費その他）とされている。充当指針では、書籍購入費として調査研究のために必要な書籍、新聞等の購読料の支出が認められている。

なお、書籍購入費について、「用途基準に該当しないもの（判例による事例）」として、スポーツ新聞購読料、同窓会名簿購入費、映画DVDの購入代が例示されているとともに、平成24年5月改定版からは購入は1部（1冊）に限られているものの、複数紙の購読を制限した規定はない。

イ 確認された事実

収支報告書及びこれに添付された領収書によると、新聞購読料として平成20年度は179,428円（5紙購読）、平成21年度は169,473円（5紙購読）、平成22年度は151,965円（5紙購読）、平成24年度は146,460円（4紙購読）が支出され、政務調査費が100%充当されていた。

また、書籍購入費は平成21年度に23,405円（書籍14冊購入）が支出され、政務調査費が100%充当されていた。

関係人調査によると、資料費の支出は、調査研究のための情報収集に必要な新聞の購読料及び書籍の購入代であり、後援会活動など他の活動が含まれていないことから、政務調査費を100%充当したと回答されている。

また、山口県議会事務局への監査において確認したところ、議員が政務調査活

動のために購入した資料であれば、購入後の資料の保管（閲覧）場所は政務調査費の充当の判断に関係するものではないとのことであった。

ウ 判断及び結論

請求人は、A議員が購読する新聞は後援会活動と併用されており、また複数紙の購読は社会通念上認められない。また購入した書籍も書名から不適切と思われるものを含んでいるので、少なくとも2分の1以上の充当は認められないと主張する。

A議員は、後援会活動など他の活動との併用ではなく、自らの調査研究のための情報収集に必要な資料を購入したとしており、また当時のマニュアルにおいて複数紙の購読や資料の保管（閲覧）場所について制限する規定はないことから、政務調査費を100%充当した議員の判断は違法又は不当とはいえない。

なお、書名から議員が関係する他団体での利用が疑われる書籍の購入に政務調査費が充当されているとの主張については、書名のみをもってそれを判断することはできない。

よって、請求人の主張には理由がないものと判断する。

(3) A議員が支出した平成24年度の研修費について

ア 研修費の用途基準について

規程第3条第2号によれば、研修費は議員又は議員の使用する秘書等が行う研修会、講演会等への参加に要する経費（会費、旅費その他）とされている。

また、当時の充当指針によれば、充当は研修会の内容又は当該団体の活動内容や実態が調査研究活動に適するかどうかで判断することとされ、会費として充当できないものの例示として、政党活動に伴う党費、議員連盟会費、各種団体への寄付・カンパなどが掲げられている。

イ 確認された事実

収支報告書及びこれに添付された領収書によると、平成24年度会費として日本会議に10,000円が支出され、政務調査費が100%充当されている。

関係人調査によると、日本会議は政策提言と国民運動を希求する民間団体であり、これへの参加は、調査研究活動に係る会費として適切であると判断したため、政務調査費を100%充当したと回答している。

また、山口県議会事務局への監査において、日本会議は会議の趣旨に賛同した者であれば誰でも会費を払うことで参加し、研修会等に参加できる民間団体であることを確認しており、マニュアルで充当できないものとして例示した、自らの所属政党に関連するものや寄付・カンパ等ではないので、議員自らの政策実現に役立つものであれば、政務調査費を充当できるとのことであった。

## ウ 判断及び結論

請求人は、A議員が年会費に対し政務調査費を充当した日本会議の活動は、宗教活動であるので、認めるとしても充当割合を2分の1とすべきと主張する。当該団体は民間団体であり、会費を支払えばその団体が行う研修会等に参加することができることとなっている。その活動内容が議員自らの政策実現に役立つものであり、参画することが自身の調査研究活動に適するものと判断し、当該団体の年会費に政務調査費を100%充当した議員の判断は、違法又は不当とはいえない。

よって、請求人の主張には理由がないものと判断する。

## (4) B議員が支出した平成20年度、平成23年度及び平成24年度の資料費について

## ア 資料費の使途基準について

(2)アと同じである。

## イ 確認された事実

収支報告書及びこれに添付された領収書によると、平成20年度は新聞購読料（5紙）123,220円、書籍購入費（1冊）1,100円の合計124,320円を支出し、そのうちB議員が県議会議員を辞職した平成21年3月分の新聞購読料（2紙）を按分により控除した121,328円に政務調査費を充当している。

平成23年度は新聞購読料（3紙）94,730円、雑誌購読料（1誌）11,968円、書籍購入費（1冊）1,300円の合計107,998円を支出し、そのうち平成23年4月分の新聞購読料（1紙）を按分により控除した105,448円に政務調査費を充当している。平成24年度は新聞購読料（4紙）105,860円、雑誌購読料（1誌）25,840円、書籍購入費（3冊）11,680円の合計143,380円を支出し、全額に政務調査費を充当している。

関係人調査によると、新聞購読料、雑誌購読料ともに調査研究のための情報収集に必要であり、後援会活動など他の活動が含まれていないことから、政務調査費を100%充当したと回答している。

また、山口県議会事務局への監査における回答は、(2)イと同じである。

## ウ 判断及び結論

請求人は、B議員が購読する新聞は後援会活動と併用されており、また複数紙の購読は社会通念上認められないので、少なくとも2分の1以上の充当は認められないと主張する。

B議員は、後援会活動など他の活動との併用ではなく、自らの調査研究のための情報収集に必要な資料を購入したとしており、また当時のマニュアルにおいて複数紙の購読や資料の保管（閲覧）場所について制限する規定はないことから、

政務調査費を100%充当した議員の判断は違法又は不当とはいえない。  
よって、請求人の主張には理由がないものと判断する。

## (5) B議員が支出した平成20年度の事務費について

## ア 事務費の使途基準について

規程第3条第7号によれば、事務費は議員が行う調査研究に伴う事務に要する経費（備品購入費、通信費その他）とされている。

また、当時の充当指針によれば、後援会事務所と併設している事務所に設置されたものや自宅に設置されたものについては、合理的な割合で按分することとされている。

## イ 確認された事実

収支報告書及びこれに添付された領収書によると、事務用品費等及び通信費として516,708円（電話機修理代その他30件）が支出され、そのうち291,859円に政務調査費を充当している。

このうち、政務調査費を2分の1充当としたものは13件（電話機修理代、事務所電話代ほか）であり、支出額449,695円に対し224,846円に政務調査費を充当している。また、政務調査費を100%充当したものは18件（タックシール、パソコンラックほか）であり、支出額67,013円に対し全額に政務調査費を充当している。

関係人調査によると、事務所は後援会事務所との兼用があるが、用途に応じて契約を分離し、政務調査活動専用スペースと後援会事務所部分とで別契約としており、政務調査活動専用スペースにおいて専ら調査研究活動のために使用する事務用品等の購入について、政務調査費を100%充当したと回答している。

## ウ 判断及び結論

請求人は、後援会事務所と政務活動場所は同一であるので、B議員が購入した事務用品への政務調査費の充当には按分が必要であり、2分の1を超える充当は違法又は不当であると主張する。

B議員は、事務所は後援会事務所との兼用である状況を踏まえ、事務費で購入した事務用品等のうち、専ら調査研究活動のために使用するものについてのみ政務調査費を100%充当しているものであり、内容によって充当割合を判断していると推認されることから、この議員の判断は違法又は不当とまではいえない。  
よって、請求人の主張には理由がないものと判断する。